

平成 25 年 10 月 25 日

各 位

藤 枝 税 務 署

新設法人説明会の開催について

平素は、税務行政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
皆様におかれましては、新たに会社を設立され、何かとお忙しい毎日をお過ごしのこと
と存じます。

さて、ご承知のとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけで
なく、税務申告や納税が必要です。

そこで、税務署では、法人税、消費税、印紙税及び源泉所得税の基本的な事項について
ご理解いただくため、下記のとおり説明会を開催します。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご出席い
ただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

記

- 1 開催日時
平成 25 年 11 月 26 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
藤枝市生涯学習センター (藤枝市茶町 1-5-5)
視聴覚室
- 3 説明事項
 - (1) 法人税の基本的事項
 - (2) 消費税の仕組みと手続き
 - (3) 印紙税の基本的事項
 - (4) 源泉徴収のしかた

(注) 説明会当日は、筆記用具をご持参ください。

なお、視聴覚室内は飲食禁止です。

※この文書による行政指導の責任者は、藤枝税務署長です。

※この説明会は、公益社団法人藤枝法人会が後援しています。

担	法人課税第一部門
当	浦田 芳弘
者	054-641-0827 (直通)